

平成20年11月 4日

貝塚市総務部契約検査課

単品スライド条項の運用基準について

貝塚市における単品スライド条項の運用については、平成20年7月16日付け、国土交通省発行の「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」を準用しますが、適用日等を一部修正のうえ運用します。

1 適用日

平成20年11月4日

2 対象工事

適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事で、各対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負金額の1%を超える工事（鋼材類、燃料油それぞれについて1%の増額判定を行います。）

3 対象となる工事資材

「鋼材類」および「燃料油」に分類される各材料

「鋼材類」…H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料が対象。ただし、鋼材類を一部にしか含まないコンクリート二次製品等は対象としない。（しかし、設計図面に配筋図等が明記されているなどその必要数量が明らかになっており、かつ購入価格、購入先および搬入時期が証明されることにより変動額の妥当性が客観的に評価できれば対象となる）なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は対象としない。

「燃料油」…ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油が対象

4 貝塚市の負担

資材ごとに実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算（経費の変更は行わない）した場合に、対象請負額の1%を超える額。

5 請求手続き

（1）請求時期・契約変更時期

工期末の2ヶ月前までに請求すること → 工期内に契約変更
※ただし、周知期間を考慮した緩和措置として工期末日が、平成21年1月31日以前である工事の請求は、工期内であれば平成20年11月28日までとする。

（2）証明書類の提出（必須）

実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出する必要があります。

6 スライド額の計算で用いる単価

(1) 価格変動前の単価は、鋼材類、燃料油とも設計時点における価格

(2) 価格変動後の単価

鋼材類 : 現場に搬入された月に基づく実勢価格

燃料油 : 購入された月に基づく実勢価格

(注) 実際に購入した際の鋼材類の購入金額、燃料油の購入金額の方が、実勢価格よりも低い場合は、実際の購入金額を用います。

7 スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

8 スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記6の単価と上記7の数量を用いて再積算(経費の変更は行わない)した請負金額と、スライド前の請負金額の差額から、スライド前の請負金額の1%相当額を減じます。

9 その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項は適用できません。

ただし、適用日以降に出来形検査を実施する場合は、その部分について請負者がスライド条項適用の請求対象としたい旨を記載した出来形検査申請を行い、発注者よりスライド額算定の協議対象とする旨の通知を行った場合は、適用可能です。